

# 燃料費等調整額の算定方法

(高圧・特別高圧 全エリア共通)

2024年4月1日実施 第2版

株式会社エナリス・パワー・マーケティング

## I：契約種別が「電源連動型再エネメニュー」「再エネ標準メニュー」以外の場合

### 1 燃料費等調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

$\alpha$ 、 $\beta$  および  $\gamma$  の値は、お客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに以下の表のとおりとします。

一般送配電事業者	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$	基準燃料価格 (税込)
北海道電力ネットワーク(株)	0.4699	0.0000	0.7879	37,200円
東北電力ネットワーク(株)	0.1152	0.2714	0.7386	31,400円
東京電力パワーグリッド(株)	0.1970	0.4435	0.2512	44,200円
中部電力パワーグリッド(株)	0.0275	0.4792	0.4275	45,900円
北陸電力送配電(株)	0.2303	0.0000	1.1441	21,900円
関西電力送配電(株)	0.0140	0.3483	0.7227	27,100円
中国電力ネットワーク(株)	0.1543	0.1322	0.9761	26,000円
四国電力送配電(株)	0.2104	0.0541	1.0588	26,000円
九州電力送配電(株) ① (※1)	0.0053	0.1861	1.0757	27,400円
九州電力送配電(株) ② (※1)	1.0000	0.0000	0.0000	52,500円

#### (2) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準燃料価格はお客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに(1)によって定める値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{第2項の基準単価}}{1,000}$$

#### (3) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の表のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間

#### (4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

## 2 基準単価

基準単価は、お客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下の表のとおりとします。

一般送配電事業者		特別高圧 (税込)	高圧 (税込)
北海道電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	18 銭 4 厘	18 銭 9 厘
東北電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	20 銭 6 厘	21 銭 3 厘
東京電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	22 銭 1 厘	22 銭 4 厘
中部電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	22 銭 0 厘	22 銭 3 厘
北陸電力送配電(株)	1キロワット時につき	15 銭 0 厘	15 銭 2 厘
関西電力送配電(株)	1キロワット時につき	15 銭 6 厘	15 銭 8 厘
中国電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	22 銭 7 厘	23 銭 4 厘
四国電力送配電(株)	1キロワット時につき	18 銭 3 厘	18 銭 8 厘
九州電力送配電(株)① (※1)	1キロワット時につき	12 銭 8 厘	13 銭 0 厘
九州電力送配電(株)② (※1)	1キロワット時につき	0 銭 3 厘	0 銭 3 厘

(※1) 九州電力送配電株式会社の場合、九州本土①および離島②に区分して算定された九州本土

①および離島②の合計額を燃料費等調整額とします。

## II：契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合

### 1 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に以下の式で算定された燃料費等調整単価を乗じて算定します。

A、B、B'、C、C'、D<sub>1</sub>、D<sub>2</sub>、X、α、β、β'、γ、γ'、δ<sub>1</sub>、δ<sub>2</sub>の各パラメータは、電源費用に連動して、原則、毎月更新します。これらの各パラメータは使用月の前月 1 日から 10 営業日以内に当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

$$\text{燃料費等調整単価} = A \times \alpha + B \times \beta + B' \times \beta' + C \times \gamma + C' \times \gamma' + D_1 \times \delta_1 + D_2 \times \delta_2 - X$$

A、B、B'、C、C'、D <sub>1</sub> 、D <sub>2</sub> 、Xの説明
A：1 キロリットル当たりの 5 か月前から 3 か月前までの 3 か月平均原油価格
B：1 トン当たりの 5 か月前から 3 か月前までの 3 か月平均液化天然ガス価格 B'：1 トン当たりの 3 か月前の平均液化天然ガス価格
C：1 トン当たりの 5 か月前から 3 か月前までの 3 か月平均石炭価格 C'：1 トン当たりの 3 か月前の平均石炭価格
D <sub>1</sub> ：1 キロワット時当たりの前々月の 24 時間平均エリアプライス D <sub>2</sub> ：1 キロワット時当たりの前々月の昼間平均エリアプライス
X：調達電源の基準値の加重平均

α、β、β'、γ、γ'、δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> の説明
α：当該月において、Aに依存する割合
β：当該月において、Bに依存する割合 β'：当該月において、B'に依存する割合
γ：当該月において、Cに依存する割合 γ'：当該月において、C'に依存する割合
δ <sub>1</sub> ：当該月において、D <sub>1</sub> に依存する割合 δ <sub>2</sub> ：当該月において、D <sub>2</sub> に依存する割合

なお、燃料費等調整単価算定における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

### Ⅲ：契約種別が「再エネ標準メニュー」の場合

#### 1 北海道エリアの場合

##### 1.1 燃料費調整単価の算定

###### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1946$

$\beta = 0.0827$

$\gamma = 1.0081$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

###### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	18 銭 8 厘

###### (3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

##### 1.2 市場価格調整単価の算定

###### (1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等に基づき、北海道電力株式会社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

## (2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.223
	高圧で供給を受ける場合	0.229

## (3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 24 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

## 1.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

### (1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

### (2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

### (3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

#### 1.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

#### 1.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

#### 1.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 1.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

## 2 東北エリアの場合

### 2.1 燃料費調整単価の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0259$

$\beta = 0.2563$

$\gamma = 0.8915$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 0 厘

#### (3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

### 2.2 市場価格調整単価の算定

#### (1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格



Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における  
スポット市場価格の昼間平均価格

$$\delta 1 = 0.5332$$

$$\delta 2 = 0.4668$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

## (2) 市場基準単価

市場基準単価は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 2 厘
	高圧で供給を受ける場合	14 銭 6 厘

## (3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 21 \text{ 円 } 39 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の市場基準単価}$$

## 2.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

### (1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

### (2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

### (3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

## 2.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

## 2.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

## 2.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 2.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

### 3 東京エリアの場合

#### 3.1 燃料費調整単価の算定

##### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0048$

$\beta = 0.3759$

$\gamma = 0.6725$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

##### (2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	16 銭 9 厘
	高圧で供給を受ける場合	17 銭 4 厘

##### (3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 57,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準燃料単価}}{1,000}$$

#### 3.2 市場価格調整単価の算定

##### (1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$\delta 1 = 0.8288$

$\delta 2 = 0.1712$

なお、各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

## (2) 基準市場単価

基準市場単価は、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	30銭9厘
	高圧で供給を受ける場合	31銭7厘

## (3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 11 \text{円} 22 \text{銭}) \times (2) \text{の基準市場単価}$$

## 3.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

## 3.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

### イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等

毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から 5月31日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月1日から 5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

### 3.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第3.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

## 4 中部エリアの場合

### 4.1 燃料費調整単価の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.4381$

$\beta = 0.5545$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	19 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 6 厘

#### (3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

### 4.2 卸市場単価の算定

#### (1) 平均市場価格

平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の単純平均とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

#### (2) 卸市場率

卸市場率は、9.0 パーセントを基準に、各電圧で供給する場合の損失率（特別高圧の場合は 2.4 パーセント、高圧の場合は 3.8 パーセントとします）および消費税率を加味したものと、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10.1 パーセント
	高圧で供給を受ける場合	10.3 パーセント

### (3) 卸市場単価

卸市場単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、卸市場単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{卸市場単価} = (\text{平均市場価格} - 19 \text{ 円 } 37 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の卸市場率}$$

### 4.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{卸市場単価}$$

ただし、2024 年 4 月分の料金に係る計量期間等から 2025 年 3 月分の料金に係る計量期間等までの期間は、中部電力ミライズ株式会社が実施する「2024 年度の電気料金等の負担軽減策」により、燃料費等調整単価を以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{卸市場単価} - \text{軽減措置単価} (\text{※})$$

(※) 軽減措置単価は、1 キロワット時につき 1 円 74 銭 (税込) とします。

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

### 4.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

### 4.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 4.3 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。



## 5 北陸エリアの場合

### 5.1 燃料費調整単価の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0415$

$\beta = 0.0745$

$\gamma = 1.2499$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

#### (2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	15 銭 7 厘

#### (3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準燃料単価}}{1,000}$$

### 5.2 市場価格調整単価の算定

#### (1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までの北陸エリアプライスの単純平均価格とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

#### (2) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	14 銭 9 厘

### (3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の基準市場単価}$$

ロ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の基準市場単価}$$

ハ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は 0 円 00 銭とします。

### 5.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

### 5.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等

毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間 等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間 等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月21日から 4月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間 等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌 年の2月29日までの期 間)	翌年の4月21日から 5月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間 等

#### 5.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第5.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

## 6 関西エリアの場合

### 6.1 燃料費調整単価の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0045$

$\beta = 0.1974$

$\gamma = 1.0532$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	10 銭 6 厘

#### (3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 47,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

### 6.2 市場価格調整単価の算定

#### (1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値

E = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の8時から16時の平均値

$\delta = 0.7170$

$\varepsilon = 0.2830$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における8時から16時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

## (2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.288
	高圧で供給を受ける場合	0.292

## (3) 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 10 \text{円} 82 \text{銭}) \times (2) \text{の調整係数}$$

## 6.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

## 6.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日まで)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

の期間)	
------	--

#### 6.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第6.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

## 7 中国エリアの場合

### 7.1 燃料費調整単価の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0982$

$\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	20 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	20 銭 5 厘

#### (3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

### 7.2 市場価格調整単価の算定

#### (1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

$$Y = \text{各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値}$$

$$x = 0.1316$$

$$y = 0.8684$$

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

## (2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.158
	高圧で供給を受ける場合	0.162

## (3) 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 20 \text{ 円 } 81 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

## 7.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

### (1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

### (2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘



### (3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

## 7.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

## 7.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

## 7.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 7.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

## 8 四国エリアの場合

### 8.1 燃料費等調整単価の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0845$

$\beta = 0.0699$

$\gamma = 1.1962$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	15 銭 4 厘

#### (3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

### 8.2 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等

毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

### 8.3 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第8.1項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

## 9 九州エリアの場合

### 9.1 燃料費調整単価の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0028$

$\beta = 0.1819$

$\gamma = 1.0863$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	9 銭 6 厘
	高圧で供給を受ける場合	9 銭 8 厘

#### (3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

### 9.2 市場価格調整単価の算定

#### (1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等に基づき、九州電力株式会社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \delta 1 + \text{昼間単価} \times \delta 2$$

全日単価 = 各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

昼間単価 = 各平均市場価格算定期間における毎日午前6時から午後6時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.4627$$

$$\delta 2 = 0.5373$$

なお、全日単価および昼間単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

## (2) 調整係数

調整係数は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	27銭8厘
	高圧で供給を受ける場合	28銭4厘

## (3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ 1キロワット時当たりの平均市場価格が6円00銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 6 \text{円} 00 \text{銭}) \times (2) \text{の調整係数}$$

ロ 1キロワット時当たりの平均市場価格が13円00銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 13 \text{円} 00 \text{銭}) \times (2) \text{の調整係数}$$

ハ 1キロワット時当たりの平均市場価格が6円00銭以上、13円00銭以下の場合

$$\text{市場価格調整単価} = 0 \text{円} 00 \text{銭とします。}$$

## 9.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

### (1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

## (2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	3 厘
	高圧で供給を受ける場合	3 厘

## (3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

## 9.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

## 9.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間 等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間 等
毎年 3 月 1 日から	毎年 5 月 21 日から	その年の 8 月の料金に係る計量期間

5月31日までの期間	6月20日までの期間	等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間 等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間 等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間 等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間 等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年12月21日から翌年 の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

## 9.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第9.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。